

# 道 銀 年 金 定 期 預 金 規 定

株式会社 北海道銀行

## 1.（預入資格）

この預金は、厚生年金、国民年金または各種共済年金（以下、合わせて「公的年金」といいます。）の受け取りを当行で既に開始されているお客様、または当行で新たに開始されるお客様、公的年金の受取指定を当行へ変更されるお客様に限りお預け入れできます。

## 2.（取扱店舗）

この預金の預け入れおよび支払いは、当行店舗窓口のみのお取り扱いとします。

## 3.（お預け入れ限度）

お預け入れ資格のあるお客様お一人につき、300万円を限度とします。

なお、通帳式の場合は、複数の定期に分割してお預け入れの場合でも、お預け入れ口座はお客様お一人につき1口座に限ります。

## 4.（お預け入れ預金種類および預金名義）

期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期1年もの」といいます。）を作成します。この預金の名義は年金受取をされているお客様名義に限ります。

## 5.（少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用）

この預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

## 6.（適用利率）

(1) 「1.」に掲げる公的年金をこの預金の預入期間を通じて当行で受け取る場合、預入日に当行が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準金利に、当行所定の利率（以下「上乗せ利率」といいます。）を上乗せした利率を約定利率とします（上乗せ利率については、店頭へお問い合わせ願います）。

(2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・「6.(1)」の約定利率×50%

## 7.（書替後の本定期預金の適用利率）

(1) 本定期預金を書替える場合（自動継続扱いで書替える場合を含みます）、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

(2) 満期日がこの預金の取扱期間中に到来する自動継続型の年金定期、引き続き当行で年金を

お受け取りいただいている場合は、継続時に引き続き年金定期として、継続日当日のスーパー定期 1 年ものの基準金利に、同じく継続日当日の上乗せ利率を加算した利率で継続いたします。

#### 8. (預入期間中に当行で年金の受け取りがなされていない場合の取扱)

- (1) 預入期間中に当行で年金の受け取りがなされていないことが判明した場合、通帳または証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期 1 年ものの当該預金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合において、預入日から解約日まで年金の受け取りがなされていないことが判明したときは、期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、通帳または証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期 1 年ものの基準金利とします。

#### 9. (本定期預金を総合口座の担保とした場合の取り扱い)

- (1) この預金は総合口座の担保とすることができます。この場合、貸越利率は通帳記載の利率に総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。
- (2) この預金の預入期間中に当行で公的年金の受け取りがなされず、「8.(1)」にもとづき預入日当日のスーパー定期 1 年ものの基準金利が預入日に遡って適用された場合でも、本定期預金を総合口座の担保としてなされた貸越の利率は変更されないものとします。

#### 10. (その他)

本規定の定めのない事項については、自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》規定(この預金が自動継続扱いの場合は、自動継続自由金利型定期預金(M型)《スーパー定期》規定)および定期預金共通規定により取り扱います。

以 上  
(2025.11)